

『李教宗の八道議定』について

—カオダイ教聖典の考察—

高津 茂

はじめに

ヴェトナム南部タイニン省に総本山を構えているカオダイ教は、多くの宗派の集合体として成長してきたが、タイニンの「大道三期普度」(Đại-Đạo Tam-Kỳ Phổ-Độ Tòa-Thánh Tay-Ninh) 派が出している聖典⁽¹⁾を筆者は1971年と1973年に同地に滞在した際に入手している。この聖典の中に、本稿で取り上げる『李教宗の八道議定』(BÁT ĐẠO NGHỊ ĐỊNH của Đức Lý Giáo Tông)なる小品が含まれている。「タイニン聖堂の大道三期普度」派が出版し、版權は同派の聖会(HỘI THÁNH)が持っている。1956年に第4刷15,000巻を印刷したもので、本稿ではヴェトナム語で記された全10ページたらずのこの小品を翻訳紹介するとともに、若干の分析を加えることで、カオダイ教聖典の中での位置を明らかにすることを目的とする。なお、文中の〔 〕は筆者の訳注とし、カオダイ教特有の用語については初出を原則としてヴェトナム語を()に記した。

『李教宗(Lý-Giáo-Tông)⁽²⁾の八道議定』

序言

扶鸞(Phò-loan)⁽³⁾
護法(Hộ-Pháp)⁽⁵⁾、文法(Văn-Pháp)⁽⁶⁾、
士載(Sĩ-Tải)⁽⁷⁾
ファム・ヴァン・ゴオ(范文午 Phạm-văn-Ngọ)

李教宗が、三人の正配師(Chánh-Phôi-Sư)⁽⁴⁾
に聖堂(Tòa-Thánh)に戻るよう御召しの命令
が下されたため、護法と文法のついでに全職
位⁽⁸⁾に対して、常にこの教えに耳を傾け仕える
ように論された。

聖堂(Tòa-Thánh)、庚午の年10月3日(1930年11月22日)

チャン・ヴァン・スウオン(陳文昌 Trần-văn-Xương)

天に封ぜられた諸位(chư vị Thiên-Phong)にご挨拶申し上げます。関聖帝君(Quan-Thánh-Đê-Quân)⁽⁹⁾が御降臨になられました。

関聖帝君

我らが鎮守のために壇を設けている悉くの諸位賢妹の香り高き思慮と、ヒイエブ・ティエン・ダイ(協天台 Hiệp-Thiên-Đài)が天に封ぜられた諸位に御挨拶申し上げます。

「大道三期普度」(Đại-Đạo Tam-kỳ Phổ-Độ)を再度求めます⁽¹⁰⁾。

李教宗(Lý-Giáo-Tông)

諸賢友(Hiến-Hữu)・諸賢妹(Hiến-Muội)に御挨拶申し上げます。至尊の座(Chí-Tôn-ngự)にある諸賢友・諸賢妹は、人々を寿ぐべきではないでしょうか。

『李教宗の八道議定』について

この老いの身⁰³の私を助ける責任を完全に果たしている上頭師(Thượng-Đầu-Sư)⁰⁴に感謝します。上頭師がいうには、『弟子たちはすべての職位にある一群の者とともに皆気使い心から念じております。李教宗のお慈悲にすがって教え(道 Đạo)を整頓する権能を再びお与え下さいませよう、哀願申し上げます』と。

いかにも！ 諸賢友・諸賢妹が民を教えるにはいまだに十分な資格を得ていないので、至尊のためにも何度も懇願しよう。

この老いの身も、心を寛くして耳を傾けましょう。すなわち、諸賢友・諸賢妹を巧みに教えるにたる天機は5年全⁰⁵てを要すということで、今日の老いの身は財産権を取り除いていくことを決定するつもりです。それはティエン・フォン(天封 Thiên Phong)の諸位にさらに試練を与えるためであって、教え(nền Đạo)を混乱させるつもりではありません。

諸賢友・諸賢妹は、十分な財力と道徳をもって〔宗務〕行政を行ってきました。この老いの身も必ず律法を厳しく遵守してきました。それゆえ、公平無私を尺度として〔宗務〕政治を行ってきたつもりです。この老いの身も、個人的な思い入れのために保護するものではありません。それはこの老いの身が、個人的に嫌いなために懲罰を加えるのではないということです。この老いの身が実と言わんとすることは、教えは元來衆生全⁰⁶ての財産であるということです。この老いの身が自分自身のためなどという理由で、公のためになしているのではないのです。この老いの身が、理に適った方法で、功を賞し、罪を懲らしめるために、〔宗務上の〕権力を握らねばなりません、それは教えの仕組みを斜めに仰ぎ見て、この老いの身の私に人生(Đời)〔衆生の意〕を従わせるということではないのです。この老いの身は乾坤(Càn-khôn)の無為の権をもって象徴としています。この老いの身は、ただお互いの愛情のために、諸賢友・諸賢妹にあらかじめ知っておいて欲しいことは、公に頼るのではなく、下された命令を誠心誠意心して欲しいということです。この老いの身はいつでも決して容赦しなかつたし、虚なるものは排除してきました。それゆえ諸賢友・諸賢妹は、この老いの身を並みはずれて厳密で過酷であるからといって非難しないでいただきたいですね。

護法よ！ この老いの身は、南の朝廷が常用する文章を使用しています。それはいくつかの道議定(Đạo-Nghị-Định)となすためです。賢友はすべての意識をもって眺め、この老いの身とともに最後に署名を記し入れ、合法的なもののみなされ、公布されるよう。この老いの身の理解を疎外するような条項があれば修正するつもりです。

(土載は、懸命にまるでこの老いの身の文であるかのように書き写した。)

第1道議定

大道三期普度(第五年)

法正伝(Pháp-Chánh-Truyền)に照らして、教宗と護法に〔宗務上の〕権能⁰⁴が与えられる。

法正伝に照らして、頭師に(Đầu-Sư)に〔宗務上の〕権能⁰⁴が与えられる。

法正伝に照らして、正配師(Chánh-Phôi-Sư)に〔宗務上の〕権能⁰⁴が与えられる。

議定

第1条 クー・チュン・ダイ(九重台 Cửu-Trùng-Đài)とヒイエフ・ティエン・ダイ聖会(Hội-Thánh)のすべての職位は、法正伝と新律(Tân-luật)を遵守して教えを行ない、小さな者の権限は大きな者の権限を侵すことはできないのだから、小さな者の権限を獲得できない各大人の責任に従って、教えが行なわれなければならない。

第2条 天の封じられた諸職位は大小の秩序に従わねばならず、教えの名誉を汚す目上に対して無礼の振る舞いをするのができないことは明らかでなければならない。

『李教宗の八道議定』について

第3条 クー・チュン・ダイとヒイエブ・ティエン・ダイの天封のすべての職位は、10月15日から、この議定書を公布せねばならない。罪を犯す者はだれでも、三教の座(Tòa Tam-giáo)に護送される。

タイニン聖堂にて成す。庚午年10月3日

署名

護法

教宗

ファム・コン・タック (PHẠM-CÔNG-TẮC) リー・タイ・バック (LÝ-THÁI-BẠCH)

第2道議定

大道三期普度(第五年)

法正伝に照らして、教宗と護法に〔宗務上の〕権能が与えられる。

天の封じられた諸職位は、律が定めた以外の特別な権限、すなわち聖会についての権限をもさらに有するように考え直す。

聖会に律が少ないために、〔宗務上の〕行政権を全うすることができないことを考え直す。

議定

第1条 老いの身を代表する上頭師(Thượng-Đầu-Sư)に権能を与え、身体の部分に関して、さらには老いの身の持つ神聖な部分に関しては、教宗がその各本分を履行する。

第2条 クー・チュン・ダイの職位は、正配師の階級にある者だけが権限に従って、教えの政治的部分についての〔宗務上の〕行政に当たるが、老いの身の教宗の権利を握っている者である頭師に代わることができる。

第3条 〔宗務上の〕政治権に属するすべてのことは、条項が正配師に交付される。

第4条 正配師は政府や人生〔衆生〕と交わり通ずる権限を全うできるが、人生院会(Hội Viện nhơn sanh)や聖会に面倒を見てもらわねばならない。

第5条 この議定は庚午の年10月15日に交付される。

タイニン聖堂にて成す。

庚午年10月3日

署名

護法

教宗

ファム・コン・タック

リー・タイ・バック

第3道議定

大道三期普度(第五年)

法正伝と新律に照らす。

男女の職位を考え直し、権能を分かち、女性が男性の権限を侵したり、男性が女性の権限⁰³を獲得してはならない。

議定

第1条 男性派の正配師は特に男性の〔宗務上の〕行政に当たり、女性派の正配師は女性に関する〔宗務上の〕行政に当たる。男女は権限を分かち。

第2条 各地の〔宗務上の〕行政に当たる職位は、以下のような等級に従ってその権限を分かち。

配師(Phòì Su)⁰³は、聖堂(Tòa Thánh)におらねばならない。

教師(Giáo Su)⁰³は、一つの省(tỉnh)の〔宗務上の〕リーダーとなる。

『李教宗の八道議定』について

教友 Giáo Hữu⁰⁴は、一つのホ (hộ)⁰⁴の〔宗務上の〕リーダーとなる。

礼生 (Lễ Sanh)⁰⁴は、一つの郡 (Quận)の〔宗務上の〕リーダーとなる。

正治事 (Chánh Trị Sự)⁰⁴は、一つの村 (làng) の〔宗務上の〕リーダーとなる。

副治事は (Phó Trị Sự)⁰⁴は通事(Thông Sự)⁰⁴とともに、一つの邑 (xóm) の〔宗務上の〕リーダーとなる。

第3条 すべての職位は特別の地域を持ち、自分の責任において地区の境界を越えて、もめ事を引き起こし、互いに争うことはできない。

第4条 すべての職位は聖会の教えに従わねばならず、勝手に移し替えて、教えの真伝 (Chơn-truyền) を修正し変えることはできない。

第5条 この議定に関して、罪を犯した職位は三教の座に護送されねばならない。

第6条 この議定は庚午の年10月15日から交付される。

タイニン聖堂にて成す。

庚午年10月3日

署名

護法

ファム・コン・タック

教宗

リー・タイ・バック

第4道議定

大道三期普度 (第五年)

法正伝に照らし、男女正配師に権能を与える。

権能が特別〔完全無欠〕なものでないことを考え直すと、互いに齟齬をきたすことが生ずるかもしれないから、それによって、正しい教えが傾いたり、教えと人生 (Đời) [衆生] が合わないこともある。

議定

第1条 上正配師 (Thượng Chánh Phối Sự)⁰⁴は、各地を視察し、道友 (Đạo Hữu) の世話をする権限を持つ。

第2条 正玉配師 (Chánh Ngọc Phối Sự)⁰⁴は、一方では教えについてと他方では人生 [衆生] について職位を治める権限を与えられており、聖会の真伝を見ながら、職位に〔各自の〕本分を尽くさせることができる。

第3条 太正配師 (Thái Chánh Phối Sự)⁰⁴は、普度 (phổ-độ) と教えの材料とを調整する権利を持っており、財政について心を配り、いずれでも主となって、天封の職位 (Chức Sắc Thiên Phong) にむかって糧秣 [賃金] を決めることができる。

第4条 正上配師 (Chánh Thượng Phối Sự) は、全教えを代表する権限を持ち、政府や全信徒と交わって、人生 (nhơn sanh) [衆生] を教育する権利を掌中にしており、人生会 (Hội Nhơn Sanh) の座主となることができる。

第5条 玉正配師 (Ngọc Chánh Phối Sự) は、すべての職位と信徒を整え治める権限を掌中にしており、諸々のもめ事もこの人物の掌中に権限がある。

第6条 正太配師 (Chánh Thái Phối Sự) は、他郷で教えを伝えることを職位に乞い求める権限を持つ。しかし、その地において人に限度はあるが、聖会の主座となることができる。

第7条 すべての権能はクウ・ヴィエン (九院 Cửu Viện) の中で分離確定しており、すべて以前のものである。

『李教宗の八道議定』について

第8条 この議定は庚午の年10月15日から交付される。

タイニン聖堂にて成す。

庚午年10月3日

署名

護法

ファム・コン・タック

教宗

リー・タイ・バック

第5道議定

大道三期普度（第五年）

法正伝に照らし、以前から交付されていた。

封ぜられる職位が、教えに完全に献身するために、教えを行なう者が足りなくなるということはない。それでも、諸大天封 (Đại Thiên Phong) は助ける力が十分ではない。

議定

第1条 封ぜられたすべての職位は、人生〔俗世〕を捨てて教えを行なわなくてはならない。

第2条 教えに献身的に全うする職位は、悉く聖会に入ることのできる一方で、この範囲の外の者は教えの〔宗務上の〕政治に参加することはできない。

第3条 教えが多くの人々に公けに開かれているために、聖会によって、どのような者でも次の様に認められた。すなわち、教えに功績のある者はハム・フォン (咸封 Hâm-Phong) の職位に列せられる。

第4条 この議定は庚午の年10月15日から交付される。

タイニン聖堂にて成す。

庚午年10月3日

署名

護法

ファム・コン・タック

教宗

リー・タイ・バック

第6道議定

大道三期普度（第五年）

バック・クアイ・ダイ (八卦台 Bác Quái Đài), クワー・チュン・ダイ, ヒイエフ・ティエン・ダイの全聖会は法正伝に照らして、従う。

法正伝のために考え直すと、この老いの身が護法に注解を伝え授けたのは、以前から施行してきたように、クワー・チュン・ダイやヒイエフ・ティエン・ダイに教えの権限に逆らい、至尊の正しい教え (Chánh-Giáo Chí-Tôn) に混乱を引き起こさないようにするためです。

議定

教宗と護法という天の封じた二つの位は、憲法⁹⁹に調和し、法正伝に合わせるために自らの台を整え治めねばならない。そのために、この書類に連記し、約束するのである。

タイニン聖堂にて成す。

庚午年10月3日

署名

護法

ファム・コン・タック

教宗

リー・タイ・バック

『李教宗の八道議定』について

聖堂にて1934年8月25日

扶 鸞

ホオ・ファップ (護法 Hộ-Pháp)

ティエプ・ダオ (接道 Tiệp-Đạo)

(甲戌年7月16日夜半)

カオ・トゥオン・ファム (高上品 CAO-THUỠNG-PHẨM)⁶⁰

貧弱な教え (Bản-Đạo) [教団] が、教宗、護法、トゥオン・サイン (上生 Thượng-Sanh)⁶¹、カオ・ティエプ・ダオ (高接道 Cao Tiệp-Đạo)⁶²、レ・ティエプ・テ (黎接世 Lê Tiệp-Thê)⁶³ の権限をお持ちの方々にご挨拶申し上げます。

どうぞ、タイ (太 Thái)・トゥオン (上 Thượng) ・ゴック (玉 Ngọc) 正配師と女性正配師を内に入れて下さい。

貧弱な教え [教団] が、ダオ・フウ (道友 Đạo-Hữu) とダオ・ティ (道子 Đạo Tý) の諸位にあるの方々にご挨拶申し上げます。

教宗の権限をお持ちの方に申しあげます。どうぞ正配師の諸位がその本分を尽くし護らねばならないことを何度も繰り返し、閣下に申し述べさせて下さい。また、李教宗を心から迎えることのできるよう、厳かに静かに壇を整えて下さい。貧弱な教え [教団] は、男女の全聖会に、だれでも個人的な秘密で人に怒りを発し、聖会の多くを極めて不幸にはいけないことを、諭された。

カオ・ティエプ・ダオ、そなたは霞を通知して、十二分の助力があった。

陞

「大道三期普度」を再度求めます。

李太白 (Lý-Thái-Bạch)

諸賢友 (Hiên-Hữu) ・諸賢妹 (Hiên-Muội) に御挨拶申し上げます。

教宗の権限を持つ者が言った。

ああ、この老いの身はまだ、どのような日でも権限を握っていて、邪心を持っている者を取り除き絶え尽きさせることに決めました。この老いの身が本当に言わんとすることは、至尊の正しい教えは、その実相を明らかにされねばなりません、そうではなくて、この老いの身が太陽の前に人間の聖体 (Thánh Thể của Người) を見せることよりもむしろ、帰路へ歩むだけのほうが良いということです。

玉正配師は、この老いの身の書き出した道議定のそれぞれを賢友みずからが親しくすべての天の封じた職位の出席の下で読み上げられ、承認されねばならない。

第7道議定

法正伝に照らして、教宗と護法に権限を与える。

二番目の道議定に照らして、上・中・日 (Thượng-Trung-Nhật) に身体の部分に関する教宗の権限を与える。

三番目と四番目の道議定に照らして、クウ・チュン・ダイ聖会の男女両派に権能を与える。

五番目の道議定に照らして、実際に職位が握っている行政権を[その職位に]授けることを定める。

至尊の密旨に照らして。

議 定

第1条 最初の時期から教えに対する献身を全うしたクウ・チュン・ダイの男女のすべての職位は、次の場合を除いて、それぞれ同じように等しく一級昇任する。

一つは、庚午年10月15日以降に、教えに献身した者。

『李教宗の八道議定』について

- 二つは、律法を遵守せず、自分の本分を尽くし全うしていない者。
- 三つは、全体に共通してではない〔宗務上の〕行政権を握っている者。
- 四つには、バラモンの邪教の輩、正しい教えの真伝 (chơn-tryuền chánh-giáo) に逆らう者。
- 五つには、恩賞を渡したばかりの者である。

第2条 月心掌道 (Chưông-Đạo Nguyệt-Tâm) の権限に従う外交聖会 (Hội-Thánh Ngoại Giao) と天の封じたすべての職位は、功績と事業に対し、恩賞を十分に得ているので昇級することはできない。

第3条 功績のあった者が聖会とともに罪を着せられた場合には、そのことをヒイエプ・ティエン・ダイに提出しなければならない。ヒイエプ・ティエン〔・ダイ〕の三教の座が無罪の判決を下すかぎり、教え〔教団〕に功績のあった天の封じた職位と同じように等級を昇ることができる。

第4条 教宗の権限を持つ者と、二つの形有る台 (Nhị Hữu Hình Đài)⁶⁴〔宗務機関〕の聖会のすべての天の封じた職位は、この道議定を履行せねばならない。

第5条 八つのすべての上奏文は封賞を求めている。

タイニン聖堂にて成す。甲戌年7月15日

護法
ファム・コン・タック

教宗
リー・タイ・バック

陞

老いの身に、お続け下さるよう、再び求めます。

第8道議定

クワー・チュン・ダイ (九重台) とヒイエプ・ティエン・ダイ (協天台) は法正伝に照らされ〔て、運営され〕る。

考えるに、教えはただ一つである。

議定

第1条 大道三期普度によるどのような派閥も、〔大道三期普度を〕根として成立しているのがあって、聖会の命令によるのではない。それゆえ、すべての衆生が面倒を見ることのできないのが至尊のことであり、決めねばならないと心に思っているのはバラモンの邪道の輩のことである。

第2条 入門して真伝の緒に加わることを願い出る各宗教は、万余の霊 (Vạn-linh) の権限と至尊の公認する権限とを充たさねばならない。

タイニン聖堂において創設された。甲戌年7月15日

護法
ファム・コン・タック

教宗
リー・タイ・バック

上・中・日、賢友は、この老いの身の部分に対する、個人的な賢友の機能に注意せねばならない。それゆえ、道議定が特に設けられねばならなかったのであるから。

おわりに

『李教宗の八道議定』というタイトルからも知られるように、この教義の補足書とでもいうべき小品は、その形式をカオダイ教の教宗という地位にある人物が創ったという体裁を取っている。いうまでもなく、李教宗こと李太白は中国唐代の著名な詩人であって、人々の心の中に生きこそすれ20

『李教宗の八道議定』について

世紀に生存することはない。その人物が扶鸞という手段を講じ、その意志を降霊の中で示したのが本書ということになる。教宗という職位は、カオダイ教の教団組織⁶⁹の中で宗務（行政府）を執り行うクー・チュン・ダイ（九重台）の最高位に位置する。いうなれば、カソリックの教皇に当たる地位である護法ファム・コン・タックと共にカオダイ教を代表する地位にある。現存しないその人物が創ったこととして、それもあえて議定という形式をとらざるをえなかったということはこの時期のカオダイ教内部の混乱を伺わせるといって過言ではなからう。

八つの議定書の署名時期と署名人物には以下の表のように、二つの大きな時期の違いが見られる。

	署名日西暦	署名人物		署名日西暦	署名人物
第1議定書	1930・11・22	護法・教宗	第5議定書	1930・11・22	護法・教宗
第2議定書	1930・11・22	護法・教宗	第6議定書	1930・11・22	護法・教宗
第3議定書	1930・11・22	護法・教宗	第7議定書	1934・8・25	護法・教宗
第4議定書	1930・11・22	護法・教宗	第8議定書	1934・8・25	護法・教宗

この時期の違いは扶鸞の時期の違いであることが本文より知られる。すなわち、西暦の1930年11月22日（庚午年10月3日）に行なわれた扶鸞は護法・文法・士載によって成され、1934年8月25日（甲戌年7月16日夜半）に行なわれた扶鸞は護法・接道によって行なわれている。内容は訳出しているので、繰り返す必要はないだろうが、時期の違いが生ずる第7議定の前、第6議定に扶鸞が記され、カオ・トゥオン・ファムの言として、李教宗を迎え入れられるように、さらには、太・上・玉の各正配師と女性正配師が教団内部に入れられるように述べていることは注目に値しよう。この小品に出てくる2度の扶鸞に共通して参加しているのは護法ファム・コン・タックだが、彼の小史がカオダイ教の聖典の中に含まれており、その第4章に伝導過程での諸障碍という章がある。それによれば、「わずかの良からざる人々は、名利的残りかすを天に帰せてばかりいて、生活権に依拠し、誣告を謀って密かに教えにある人を損ない、カオダイの聖会が散り散りに砕けざるをえぬように捏造して伝え、師（ファム・コン・タック）は一時期流亡せねばならなかった。」とある。もちろん、この時期のヴェトナム南部メコンデルタを取り巻く社会経済的な要因、すなわちフランス植民地支配と、その下での米やゴムを中心とするプランテーションの開発とその過程での土地の収奪、世界恐慌直後の経済的混乱と米価の国際市場での変動等が背景を成すことは言うまでもなからう。しかし、その教団内部の要因として、創世期に見られる権力闘争があり、護法ファム・コン・タックが大道三期普度の理念の下に各派閥をも統合する実権を確立するために、李教宗の教団内での名声・評価を利用して、教主の地位を確立するのに少なからざる役割を果たしたのが本小品の性格であり、聖典の中に入れられている理由であろうと思われる。

註

- (1) カオダイ教聖典の構成については、拙稿「護法ファム・コン・タック小史試訳——カオダイ教聖典の考察(1)——」, 1985, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所「研究年報」第20号(1986年3月発行)〔以後、拙稿1985とする〕pp. 88~89参照。
- (2) 「李教宗」とは中国唐代の詩人李太白のことであり、カオダイ教において降霊する諸霊の中でも、教義の中心的な解釈を天帝カオダイに代わって行なうことから、「教宗」との尊称をもって称される。教宗の権能については、拙稿「『法正伝注解』訳考〔1〕——カオダイ教聖典の考察——」1986, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所「研究年報」第21号(1987年3月発行)〔以後、拙稿1986とする〕pp. 17~19参照。
- (3) 扶鸞(Phò-loan)とは、降霊術の一種で、カオダイ教では天帝の意志を伺うときに、質問事項を書いた紙

『李教宗の八道議定』について

- を燃やしたり、あるいは衆目の前で朗称したりした後に、霊媒役の人物が憑霊にともない自動書記を行なう。この「序言」は、護法 (Hộ-Pháp), 文法 (Văn-Pháp), 士載 (Sĩ-Tải) ファム・ヴァン・ゴオ (Phạm-văn-Ngô) による降霊の内容という形式をとっている。
- (4) 正配師の権能については、拙稿1986 pp. 23~26 参照。また、その職位については、拙稿「カオダイ教の『新律』について——カオダイ教聖典の考察——」1986, 立教大学史学会『史苑』第45巻第1号(通巻134号)[以後、拙稿1986—2とする] p. 68参照。
 - (5) 護法については、拙稿1985を、その教団上の位置については拙稿「『法正伝注解』訳考〔2〕——カオダイ教聖典の考察——」, 1988, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所「研究年報」第23号(1989年3月発行)[以後、拙稿1988とする] p. 74参照。
 - (6) 「文法 (Văn-Pháp)」という聖職位階上の職名についてはカオダイ教の『法正伝注解』にも、『新律』にも、その名を見ない。ただ、カオダイ教の立法組織であるヒエフ・ティエン・ダイ (協天台 Hiệp-Thiên-Đài) の各職位の道服を記した項に「保文法君 (Bảo-Văn-Pháp-Quân) の道服」なる項があることから、「文法 (Văn-Pháp)」とはこの「保文法君 (Bảo-Văn-Pháp-Quân)」のことかと推測される。その機能については不明。
 - (7) 士載はヒエフ・ティエン・ダイの職位の一つで、記録類の保存をその主な職務とするものを言う。拙稿, 1988, p. 74参照。
 - (8) Chức Sắc とは、前近代の伝統的な村落での封職者に対する呼称で、漢字に直すと「職敕」となるが、余りなじまないのので、本稿では「職位」と訳した。
 - (9) 閔聖帝君の祭祀については、歴史的には北部ヴェトナムで盛んであったが、メコンデルタを中心とするカオダイ教に出てくることは、同地の開発史上、明末に中国の移民が果たした役割とその末裔が信徒に多いことを伺わせる。拙稿「阮朝初期国家祭祀の一考察」1980, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第15巻 p. 34参照。
 - (10) 「大道三期普度」とは、天帝が人類の災い・困難に当たりこれまで三度の救済を行なったとの考え方である。1回目の救済とは、燃燈古仏・太尚道君・福音・モーゼにより。第2回目は、釈迦牟尼・老子・孔子・イエス＝キリスト・モハメットによる救済であった。3度目がカオダイの名の下による救済であるとの考えで、「再度求める」ことで、この救済を強調していると推われる。
 - (11) Lão は老人の1人称を表すことから、本稿では「この老いの身」と訳した。ここでは李教宗のことである。
 - (12) 頭師の権能については、拙稿1986, pp. 21~23と、拙稿1986—2 p. 69参照。
 - (13) カオダイ教は1926年成立のため、これが記名された1930年は丁度5年目に当たることからの言。
 - (14) 『法正伝注解』には護法についての権限の規定は記載されていない。拙稿1986 p. 15。
 - (15) 注12参照。
 - (16) 拙稿1986—1 p. 23~26. 参照。
 - (17) 女性の権限については、PHÁP CHÁNH TRUYỀN CHÚ GIẢI, pp. 39~49に規定がある。
 - (18) 配師の権能については、拙稿1986—1, p. 26~27, 拙稿1986—2 p. 68. 参照。
 - (19) 教師の権能については、拙稿1988, p. 63~65, 拙稿1986—2 p. 68. 参照。
 - (20) 教友の権能については、拙稿1988, p. 65~66, 拙稿1986—2 p. 68. 参照。
 - (21) ホ (Họ) については、拙稿1986—2 p. 57. 参照。
 - (22) 礼生の権能については、拙稿1988, p. 67, 拙稿1986—2 p. 67. 参照。
 - (23) 正治事の権能については、拙稿1988, p. 67~69. 参照。
 - (24) 副治事の権能については、拙稿1988, p. 69. 参照。
 - (25) 通事の権能については、拙稿1988, p. 69~70. 参照。
 - (26) 上正配師とは、仏教とその信徒を代表する正配師と思われる。拙稿1986—1 p. 21. 参照。
 - (27) 正玉配師とは、儒教とその信徒を代表する正配師と思われる。拙稿1986—1 p. 21. 参照。

『李教宗の八道議定』について

- ㉘ 太正配師とは、道教とその信徒を代表する正配師と思われる。拙稿1986—1 p. 21. 参照。
- ㉙ 憲法とはカオダイ教の協天台に属する職位の一つ。拙稿1985 p. 103. 参照。
- ㉚ 上品とはカオダイ教の協天台に属する職位の一つ。拙稿1985 p. 100, p. 103. 参照。
- ㉛ 上生とはカオダイ教の協天台に属する職位の一つ。拙稿1985 p. 100, p. 103. 参照。
- ㉜ 接道とはカオダイ教の協天台に属する職位の一つ。拙稿1985 p. 100. 参照。
- ㉝ 接世とはカオダイ教の協天台に属する職位の一つ。拙稿1985 p. 100. 参照。
- ㉞ 二つの形ある台とは協天台と九重台のこと。拙稿1988 p. 74. 参照。
- ㉟ カオダイ教の教団組織については、拙稿1985 pp. 102～103. 参照。